

給 生 一 九 四

令和 4 年 3 月 3 1 日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

各行政執行法人の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「定年制度の運用について」の一部改正について（通知）

「定年制度の運用について（昭和 5 9 年 7 月 2 日任企一 2 1 9）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 4 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
定年退職関係	定年退職関係
1～5 （略）	1～5 （略）
6 規則 1 1—8 別表職員の欄中人事院が定める研究所、試験所等の長は、次に掲げるとおりとする。	6 規則 1 1—8 別表職員の欄中人事院が定める研究所、試験所等の長は、次に掲げるとおりとする。
一～九 （略）	一～九 （略）
十 <u>国立感染症研究所病原体ゲノ</u>	（新設）

<u>△解析研究センター長</u> <u>十一～十五</u> (略)	<u>十～十四</u> (略)
<u>十六 国立感染症研究所次世代生</u> <u>物学的製剤研究センター長</u>	(新設)
<u>十七～二十一</u> (略)	<u>十五～十九</u> (略)
7 (略)	7 (略)

以 上